

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（近畿経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和7年5月報告分）に対する御意見への回答

＜意見募集期間：令和7年6月19日（木）～7月18日（金）＞

御意見 No.	御意見	回答
1	<p>本件における指定解除の判断は、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、ガス小売事業者間の適正な競争環境の確保がされたことを前提としている。</p> <p>しかし、単に契約件数の減少や平均単価の下落といった形式的な数値だけでは、実質的な競争関係の回復を十分に示すものとは言えないため、実際に消費者が複数の選択肢から事業者を自由に選択できる環境が整っているかを慎重に確認する必要があると考える。</p> <p>特に地方においては、表面的には選択肢があっても、契約変更の手続きの複雑さや情報不足などにより、実質的な選択の自由が制限されている場合も少なくない。</p> <p>したがって、指定旧供給地点の指定の解除にあたっては、利用者アンケート等を行い、利用者が十分な情報に基づき、かつ実効的に事業者を選択できる環境が整備されていることを確認するとともに、地域説明会を開催するなど行政による切替支援や情報提供の充実が不可欠であると考えます。</p>	<p>解除の判断を行う際には、解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもありうることから、消費者から広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、総合的な評価を行うこととしています。</p> <p>指定が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間の特別な事後監視や一般的な市場監視により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進施策を通じて、需要家利益の増進を図ってまいります。</p>